

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

規 則

- 規則第27号 宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則及び宇治市生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 (生活支援課) … 2

告 示

- 告示第85号 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱..... (年金医療課) … 3
- 告示第91号 公金事務の委託..... (観光振興課) … 4
- 告示第92号 指定納付受託者の指定..... (観光振興課) … 4

公 営 企 業

- 公告第23号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定..... 4

規則

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則及び宇治市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和6年8月1日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第27号

宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則及び宇治市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則の一部改正)

別記様式第17号(第15条関係)

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

宇治市福祉事務所長宛て

申請者	住所又は居所
(進学する者又は就職する者)	氏名
	生年月日

次のとおり進学・就職準備給付金の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

- 世帯主の氏名
- 進学・就職する先(大学名等、会社名等)
- 進学・就職後の居住先(該当する□にレ印を記入してください。)
 進学・就職前と同じ住居に居住
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記入してください。)
居住(予定)地
- 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 進学・就職準備給付金振込先(申請者名義の口座に限ります。)
金融機関名
支店名等
預金種類 普通預金 当座預金(該当する□にレ印を記入してください。)
 口座番号
ふりがな
 口座名義人

※ 上記の金融機関名、支店名等、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

6 必要書類

別記様式18号中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改める。

第1条 宇治市福祉に関する事務所の長に対する事務委任規則(昭和46年宇治市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

(宇治市生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 宇治市生活保護法施行細則(平成13年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(進学・就職準備給付金申請書等)」に改め、同条第1項中「、進学準備給付金申請書」を「、進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第2項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金決定通知書」を「進学・就職準備給付金決定通知書」に改める。

別記様式第17号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

告示

宇治市告示第85号

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年7月31日

宇治市長 松村 淳子

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部を改正する要綱

(重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱の一部改正)

第1条 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和56年宇治市告示第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「身体障害等級表」という。)の1級又は2級に該当する者

第2条第1号イ中「第9条第6項」を「第12条第1項」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表(以下「精神障害等級表」という。)の1級に該当する者

第2条第1号エ中「判定され」を「判定されており」に、「ウ」を「キ」に改め、同号エを同号クとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、児童相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定されている者

オ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する者

カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当し、かつ、児童相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定されている者

キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する者(その障害の程度が精神障害等級表の1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健福祉法第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。)

第3条第1項第1号中「ウ」を「キ」に改め、同項第2号中「前条第1号エ」を「前条第1号ク」に改める。

第6条第1項中「別記様式第1号又は別記様式第1号の2。」を削る。

第7条第1項中「前条による」及び「別記様式第2号。」を削り、同条第2項中「別記様式第3号。」を削る。

第11条第1項中「(別記様式第4号)」を削り、同条第3項中「(別記様式第6号)」を削る。

第12条中「ものであるときはその旨を、また」を「場合においては、その事実、第三者の氏名及び住所並びに」に改め、「(別記様式第7号)」を削る。

第14条中「(別記様式第8号)」を削る。

別記様式を削る。

(宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の一部改正)

第2条 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱(昭和58年宇治市告示第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「規則別表」を「身体障害等級表」に、「に規定する1級又は2級である」を「の1級又は2級に該当する」に改め、同号イ中「第9条第6項」を「第12条第1項」に、「(以下「更生相談所」を「又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「更生相談所等」に、「知能指数」を「知能指数」に、「判定された」を「判定されている」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表(以下「精神障害等級表」という。)の1級に該当する者

第3条第1項第2号エ中「更生相談所」を「更生相談所等」に、「判定された」を「判定されている」に、「ウ」を「キ」に改め、同号エを同号クとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、更生相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定されている者

オ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害等級表の3級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する者

カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当し、かつ、更生相談所等において知能指数がおおむね50以下と判定されている者

キ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する者(その障害の程度が精神障害等級表の1級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた者が、精神保健福祉法第45条第4項の認定を受けた結果、当該1級に係る精神障害者保健福祉手帳と引換えにその障害の程度が精神障害等級表の2級に該当する者として精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたときの当該引換えを受けた2級に係る精神障害者保健福祉手帳に最初に記載されていた有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。)

第3条第1項第3号ア中「ウ」を「キ」に改め、同号イ中「前号エ」を「前号ク」に改める。

第7条第1項中「別記様式第1号。」を削り、同条第2項各号

列記以外の部分及び第4号中「前項の」を削る。

第8条第1項中「別記様式第2号。」を削り、同条第2項中「別記様式第3号。」を削る。

第11条第1項中「（別記様式第4号）」を削り、同条第2項中「（別記様式第5号）」を削る。

第14条中「（別記様式第6号）」を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱及び宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用する。

（宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱の一部改正）

3 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「同号エ」を「同号ク」に改める。

（揭示済）

宇治市告示第91号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年8月16日

宇治市長 松村 淳子

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社JTB京都中央支店

京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167

AYA四条烏丸ビル

2 委託事務

「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物品売払代金の徴収

3 指定日

令和6年4月1日

4 委託日

令和6年4月1日

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

宇治市告示第92号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年8月16日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社JTB京都中央支店

京都府京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167

AYA四条烏丸ビル

2 指定納付受託者が行う歳入の種類

「光る君へ 宇治 大河ドラマ展」入場券に係る物品売払代金

3 指定日

令和6年4月1日

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第23号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和6年7月30日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年8月16日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第528号 大久保設備